

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により,特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので,同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成25年6月12日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人シンビオ社会研究会

(2) 代表者の氏名

吉川 榮和

(3) 主たる事務所の所在地

京都市左京区田中大堰町49 (財)応用科学研究所内

(4) 定款に記載された目的

この法人は,科学技術と人・社会・環境の関わりについて,関心を持つ人々に対して,共生社会のヒューマンインタフェースに関する学術活動,国際連携活動,社会啓蒙活動に関する事業を行い,科学技術の社会との共生,人・社会・環境に調和し,社会の安全と安心に貢献する科学技術の健全な発展と普及に寄与することを目的とする。なお,共生社会のヒューマンインタフェースとは,高度複合化した現代社会の様々な側面で,共生(シンビオシス)の思想を基に,望ましい共生関係を生成するため,様々なもの,ことの人との関わりを,人の視点を重視してそのインターフェースを構成することをいう。

2 申請年月日

平成25年5月31日

(文化市民局地域自治推進室)